

下水道及び集落排水施設をご利用のみなさまへ

# 令和元年 11 月検針分から 下水道使用料が 変わります



## 新しい下水道使用料の内容

1 か月あたり（税抜き）

水量区分		新使用料 (円/㎡)	現在の使用料 (円/㎡)	
一般 汚 水	基本使用料	660	600	
	超過 使用 料 区 分	1 ㎡ ~ 10 ㎡まで	55	50
		11 ㎡ ~ 20 ㎡まで	154	140
		21 ㎡ ~ 50 ㎡まで	181	165
		51 ㎡ ~ 100 ㎡まで	203	185
		101 ㎡ ~ 500 ㎡まで	220	200
		501 ㎡ ~ 1,000 ㎡まで	231	210
		1,001 ㎡以上	264	240
浴場汚水	1 ㎡につき	43	43	

下水道使用料は、水道使用水量によって計算されます。

井戸水等水道水以外の水を使用した場合は、水道使用水量に加えます。

下水道使用料は、基本使用料と超過使用料の合計額に消費税を加えた額になります。

## 下水道使用料の算出方法（基本使用料 + 超過使用料 + 消費税）

水道使用水量が1か月8㎡の場合

基本使用料 660 円

1 ㎡ ~ 10 ㎡までの部分 55 円 / ㎡ × 8 ㎡ = 440 円

合計 + 消費税 + = 1,100 円 + (消費税)

水道使用水量が1か月30㎡、井戸水使用水量が1か月5㎡の場合  
合計水量 1か月35㎡

基本使用料 660 円

1 ㎡ ~ 10 ㎡までの部分 55 円 / ㎡ × 10 ㎡ = 550 円

11 ㎡ ~ 20 ㎡までの部分 154 円 / ㎡ × 10 ㎡ = 1,540 円

21 ㎡ ~ 50 ㎡までの部分 181 円 / ㎡ × 15 ㎡ = 2,715 円

合計 + 消費税 + + + = 5,465 円 + (消費税)

## 下水道使用料目安表(1か月あたり)

単位：円(税抜き)

参考例	改定後の 使用料	改定前の 使用料
10 m <sup>3</sup>	1,210	1,100
20 m <sup>3</sup>	2,750	2,500
30 m <sup>3</sup>	4,560	4,150
100 m <sup>3</sup>	18,330	16,700

### 改定の理由

下水道使用者の皆さまに納めていただいた下水道使用料は、汚水を運ぶ下水道管や汚水をきれいな水にする処理場などの維持管理に使われております。

今後、より多くの市民の皆さまに快適な生活環境を提供するため、下水道整備の拡大、また、老朽化した下水道施設の改築や耐震化が急務となっております。しかしながら、下水道使用料を現状のまま据え置いた場合には、施設の改築が滞り、下水道管の破損による道路陥没や下水道施設停止によるトイレの使用停止など、市民生活や経済活動に重大な影響を及ぼすことが懸念されます。このような事態を回避するため、今回、下水道使用料の改定を行なうことになりました。

今後も、さらなる経費削減はもちろんのことではございますが、効率的な下水道経営に最大限努めてまいりますので、下水道使用者の皆さまの御理解と御協力をお願いいたします。

### 今後の取り組み

現在、第6期事業区域(仮屋講区)において、汚水管きよの整備を実施しています。今後、釈迦尾ヶ野区、向原区を経て、飢肥地区の整備を予定しています。



### 下水道への接続のお願い

下水道が整備された処理区域では、下水道法により、浄化槽を使用している場合などは遅滞なく、くみ取り式トイレは3年以内に水洗トイレに改造し、下水道に接続することが義務付けられています。

下水道を利用できる地域にお住まいで、まだ利用されていないお宅にお住まいの皆さまに下水道への接続をお願いします。



日南市建設部下水道課

23 - 9977